

在外被爆者保健医療助成事業の 見直しに関するお知らせ

平成26年(2014年)2月
厚生労働省
広島県・広島市
長崎県・長崎市

海外にお住まいの原爆被爆者の方々が、必要な医療を受けられた際に助成を行う「在外被爆者保健医療助成事業」につきまして、今般、見直しを行うことといたしました。詳しくは以下をご覧ください。

1. 平成26年(2014年)度以降、領収書等による簡便な手続きで支給を受けられる医療費の上限額を年間30万円に引き上げることとしています(平成25年(2013年)度は約18万円)。
2. 上限額を超える医療費の自己負担が発生した場合には、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類等をご提出いただき、審査の結果により、医療に要した額(注1)から、お住まいの国の保険給付等の額を控除した額(その額が日本国内の被爆者が海外で医療を受けた場合に給付される額を超える場合には当該給付される額)を支給することとしています。

(注1: 「日本の診療報酬により算定した額」か、「現に要した額」のいずれか低い方の額)

具体的には、以下の通りです。

(1) 原爆症認定疾病の場合

医療に要した額から、お住まいの国の保険給付等の額を控除した額

(2) 原爆症認定疾病以外の場合

医療に要した額から、お住まいの国の保険給付等の額を控除した額(その額が医療に要した額の20%(注2)に相当する額を超える場合は、当該20%に相当する額)

(注2: 日本の公的医療保険の実効負担率を勘案して設定したもの)

3. なお、本事業を開始した平成16年度(2004年度)から平成25年度(2013年度)までの間に、本事業により医療費の助成を受けた方であって、各年度における上限額を超える医療費の自己負担をしていた場合につきましても、2の方法により、追加的に助成を行うことといたします。

〔参考〕本事業は、引き続き、広島県（南米担当）、広島市（北米担当）、長崎県（韓国担当）、長崎市（その他担当）を通じて実施することとしています。

問い合わせ先

厚生労働省健康局総務課

(General Affairs Division, Health Service Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan)

島田(Shimada)、平田(Hirata)

電話(telephone) +81-3-5253-1111 (ext.2318, 2326)

ファックス(fax) +81-3-3502-3090

電子メール(e-mail) absengo@mhlw.go.jp

広島県被爆者支援課

(Atomic Bomb Survivors Support Division, Hiroshima Prefectural Government)

見川(Mikawa)

電話(telephone) +81-82-513-3109

ファックス(fax) +81-82-228-3277

電子メール(e-mail) fuhibakusya@pref.hiroshima.lg.jp

広島市原爆被害対策部援護課

(Relief Division, Atomic Bomb Survivors Relief Department, Hiroshima City)

上田(Ueda)

電話(telephone) +81-82-504-2194

ファックス(fax) +81-82-504-2257

電子メール(e-mail) gentaiengo@city.hiroshima.lg.jp

長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課

(Atomic Bomb Survivors Support Section, Health and Welfare Department, Nagasaki Prefectural Government)

古田(Furuta)

電話(telephone) +81-95-895-2475

ファックス(fax) +81-95-895-2578

電子メール(e-mail) s04020@pref.nagasaki.lg.jp

長崎市原爆被爆対策部調査課

(Investigation Division, Atomic Bomb Survivors Department, Nagasaki City)

伊藤(Itou)

電話(telephone) +81-95-829-1147

ファックス(fax) +81-95-829-1148

電子メール(e-mail) chousa@city.nagasaki.lg.jp